

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	第5回 所沢市子ども支援センター機能等検討委員会																																			
開 催 日 時	平成26年2月6日(木) 19時00分 から 20時35分 まで																																			
開 催 場 所	市庁舎高層棟6階604会議室																																			
出 席 者 の 氏 名	小林治、近喰晴子、佐々木和義、東江浩美、齋藤信哉、石川雅子 小材由美子、五里江陽子、斎藤わか、和泉早苗 (敬称略)																																			
欠 席 者 の 氏 名																																				
説明者の職・氏名	なし																																			
議 題	1.開会 2.挨拶 3.議事 (1)運営方針(素案)について (2)その他 4.閉会																																			
会 議 資 料	1.会議次第 2.所沢市子ども支援センター運営方針(素案)																																			
担 当 部 課 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">こども未来部</td> <td style="width: 10%;">部長</td> <td style="width: 25%;">仲志津江</td> <td style="width: 10%;">次長</td> <td style="width: 30%;">石井勝彦</td> </tr> <tr> <td>こども支援課</td> <td>課長</td> <td>浅見仙隆</td> <td>副主幹</td> <td>山崎英雄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主査</td> <td>菅原聖二</td> <td>主任</td> <td>肥沼孝則</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主任</td> <td>岡崎晋二郎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども福祉課</td> <td>課長</td> <td>青木一圭</td> <td>主査</td> <td>守谷義美</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主査</td> <td>奥井祥三</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>松原学園</td> <td>園長</td> <td>兵頭幸夫</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>こども未来部こども支援課 電話：04(2998)9124</p>	こども未来部	部長	仲志津江	次長	石井勝彦	こども支援課	課長	浅見仙隆	副主幹	山崎英雄		主査	菅原聖二	主任	肥沼孝則		主任	岡崎晋二郎			こども福祉課	課長	青木一圭	主査	守谷義美		主査	奥井祥三			松原学園	園長	兵頭幸夫		
こども未来部	部長	仲志津江	次長	石井勝彦																																
こども支援課	課長	浅見仙隆	副主幹	山崎英雄																																
	主査	菅原聖二	主任	肥沼孝則																																
	主任	岡崎晋二郎																																		
こども福祉課	課長	青木一圭	主査	守谷義美																																
	主査	奥井祥三																																		
松原学園	園長	兵頭幸夫																																		

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司会 （山崎副主幹）	開会
近喰委員長	開会のあいさつ
事務局	事務局の説明により配布資料を確認した。
近喰委員長	傍聴者の確認。傍聴者なし。
近喰委員長	それでは議事に入ります。「議題1 運営方針（素案）について」、事務局より説明をお願いします。
事務局 （青木課長）	<p>まず私から、運営方針（素案）をまとめるにあたっての基本的な考え方を説明し、その後、担当より補足説明します。</p> <p>本検討委員会において、たたき台となった「検討プロジェクト報告書」は、ご存知のとおり、当時のこども支援課の職員プロジェクトにより作成されたものです。その中では「子育て支援機能」と「発達支援機能」という2つの機能を持つセンターを、両機能の連携を図りながら「子どもたちの健やかな成長のための地域拠点」として整備をしていくものとしています。検討委員会での議論を考慮し、2つの機能それぞれに事業内容などを掲載する構成をそのまま提示しましたが、今回、運営方針（素案）として編集するにあたり、1つのセンターを整備していくという基本的な視点から、基本理念などもすべて整理し、事業イメージや平面図なども取り入れて分かりやすくまとめました。</p> <p>今後は開設に向けて、内外の関係機関との役割の調整など、より具体的に準備を進めていきますので、その方向性を運営方針（素案）として示したものです。</p> <p>以上が基本的な考え方となります。引き続き担当からページを追って説明します。</p>
事務局 （奥井主査）	<p>まず、3ページの基本理念です。子育て支援部門と発達支援部門が共通でめざす理念として「地域の中で子どもたちが健やかに成長できるよう子どもと家族を支援します」と掲げています。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
近喰委員長	<p>基本方針は、両部門で3つずつ、左右に掲載しています。子育て支援部門では、まず、親子がつどいの広場で安心して過ごせるということ。次に、親同士が交流したり、子育てに関する情報にふれたりして、多くの人に子育ての喜びを感じてもらおうこと。そして最後に、地域子育て支援センターの核として地域支援をしていく、という内容です。</p> <p>発達支援部門では、まず、子どもに対する支援だけではなく、保護者への支援を重視していくという基本姿勢を示し、次に、相談しやすいということ。最後に、地域への支援を通して、地域全体で子どもたちをみていくということです。</p> <p>5、6ページでは、子育て支援部門の事業内容があります。つどいの広場で行う子育てに関する相談を「子育て相談」という名称にしました。発達支援部門で行う一般的な相談も同じ名称ですが、これはできる限り、両部門の子育て相談を一体的に実施していくという理由からです。また、6ページに、新たに「地域支援」という中分類を設けて、そこに、地域子育て支援センターの支援などを位置づけました。</p> <p>続いて、7ページからは発達支援部門の事業内容です。個別療育と集団療育については、発達障害のあるお子さんを主な対象としますので、そのことを明記しました。療育の対象年齢については、様々なご意見を頂いたところですが、限られた資源の中ですから、やはり未就学児を対象にしてスタートしたいと考えています。また理学療法は、発達障害児の支援をしていく上で、他の専門職より優先度は高くないとのご意見を頂きましたので、「導入を検討する」という表現に留めました。</p> <p>これらの事業を一覧するものとして、10ページ、11ページに、体系図とイメージ図を掲載しています。</p> <p>12ページからは第2章として、各部屋の用途や図面を掲載しています。</p> <p>15ページ、16ページでは開設に向けての課題などを載せています。スタッフの人数については、子育て支援部門で10名程度、発達支援部門で30名程度と記載していますが、今後担当部署と調整していく上で一つの目安となります。</p> <p>以上、簡単ではありますが、補足説明を終わります</p> <p>これまでの検討委員会での議論をふまえて運営方針（素案）を作成されたとのことでした。質問などはありますか。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
小材副委員長	個別・集団療育の対象年齢は未就学児で、専門相談の対象年齢は18歳未満となっています。学齢児が専門相談を受けて個別支援計画を作った場合、このセンターで療育するのか、または学齢児に関わっている機関に引き継いで支援の協力をするのか、もう少し説明していただけますか。
事務局 （青木課長）	相談も療育も対象年齢を広げておきたいところですが、限られた資源の中で事業を行うため、相談は18歳未満、療育は未就学児を対象として設定しており、学齢児の場合は、他機関に丁寧につないでいくことなどを考えています。
小材副委員長	発達障害のある子どもの場合、学齢期になってまわりのことが分かるようになってから、生活上の問題が起こるものなので、本来学齢期こそ療育が必要だと考えます。
齋藤信哉委員	学齢児への支援は大変重要なので、今後、学齢児に具体的にどのような支援を行うのか、連携のあり方なども含めて教育関係機関と調整するべきです。
事務局 （青木課長）	教育機関との連携は課題として認識しているので、センター開設に向けて今後調整をしていきたい。
五里江委員	個別療育の対象年齢について、センター開設後の利用者ニーズや社会資源などをふまえて、柔軟に見直していくということはできますか。
事務局 （青木課長）	15ページ「開設に向けて」の中盤に「一人ひとりの子どもと丁寧な関わりをしていくため、事業規模や対象年齢などは考慮していく必要があります。」と記載しました。法改正などを含めて、地域の社会資源などの状況も変わっていく事があります。対象年齢等の枠組みは、開設に向けたものと考えています。
東江委員	「検討プロジェクト報告書」で「子ども発達支援機能を整備する背景」に書かれた内容が、運営方針（素案）1, 2ページに活かされていません。身体障害、知的障害のある子どもへの支援に加えて、発達障害児への支援もしていく必要があるので、市としては、身体、知的、発達などすべての障害児への中核機関をつくるのが一番のコンセプト

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>事務局 （青木課長）</p>	<p>トだと思います。序章で発達障害の施設だと位置づけることに反対します。すべての障害に対応していくことを明言してほしいです。</p> <p>次に、相談は18歳未満の子どもを対象としながら、個別療育は就学前の発達障害児を主な対象としています。この辺は運用上も難しいのではないかと。発達障害があるかどうかは、医師によって判断が分かれるケースも多いので、発達障害児に限定することには反対します。</p> <p>本検討委員会の議論の中でも、個別療育のみではなく、集団活動や保護者への支援、地域支援なども同様に重要であるというご意見を多数頂きましたので、整理をしました。</p> <p>次に、療育の主な対象を発達障害児としていることについては、前回は質問を頂き、ご説明してきたところです。相談の段階では、重複障害のある子どもや、そもそも障害なのかどうかも分からないケースも想定されますので対象を限定できません。療育については、対象を相当絞った上で、まずは事業をスタートすべきとのご意見を医療現場からご参加いただいている委員から頂きましたので、それをふまえたものです。</p>
<p>東江委員</p>	<p>相談では障害種別を問わないのに、療育では発達障害に限定するというのは矛盾しているのではないですか。</p>
<p>事務局 （青木課長）</p>	<p>初期相談の対象が障害種別を問わないのは、あくまでも相談時には、障害が明確でない場合や、発達障害ではなかった、重複する障害があったというような様々なケースを想定しているからです。また本会議の中でも、支援が必要な人をすべて受け入れるのは現実的には難しく、適切に関係機関に振り分ける機能、丁寧につないでいく機能が重要だとしてご指摘を頂きました。</p>
<p>東江委員</p>	<p>「検討プロジェクト報告書」では「間口の広い相談」を受けると書いてあるのだから、まず、このセンターですべての障害のある子どもについて、受けていくという姿勢を1, 2ページ（整備する背景）に示すべきです。運営方針（素案）では事業の細部までは限定しないと事前に説明されたが、なぜ療育の対象だけ狭いのか分かりません。</p>
<p>事務局 （青木課長）</p>	<p>発達に関する専門的な相談は心理的に行きづらい、なかなか一歩踏み出せないという要素がありますので、そういう壁をなくしたいとい</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>う気持ちで「間口の広い相談」と表現していました。本センターの中で、子育て支援部門から発達支援部門にスムーズにつながることも含め、敷居の低い相談から進めていきたいと考えています。</p>
五里江委員	<p>主に発達障害児を療育の対象とすることについては、「検討プロジェクト報告書」では少しあいまいな表現でしたが、前回の会議で説明してもらって明確になりました。開設にあたって他機関との役割を整理した上で、このセンターの役割を示せばより分かりやすいでしょう。</p>
近喰委員長	<p>ご意見について、事務局で整理していただけますか。</p>
事務局 (青木課長)	<p>ご説明してきたとおりで他の委員にはご理解いただいていると思いますが、表現などの整理をしてみます。</p>
近喰委員長	<p>他に質問などありますか。</p>
東江委員	<p>発達支援部門の基本方針（４ページ）で、センターを中核機関にしていくということと、専門性の高さに言及していない。「検討プロジェクト報告書」には記載されていたことなので、示しておいた方が良いでしょう。</p>
事務局 (青木課長)	<p>本センターの位置付けについては、２ページ（整備する背景）のまとめ部分で「地域の拠点を整備する」と表現しました。「専門性」という表記については、専門スタッフが支援するので、基本方針というよりも前提だと考えています。</p>
東江委員	<p>位置付けや専門性については、背景の欄ではなく、基本方針のページに示してほしいです。</p>
五里江委員	<p>地域の中核機関という言葉は、私も以前からキーワードだと思っていますので、方針として示してもらいたいです。</p>
佐々木委員	<p>専門性については、方針としてやはり明記しておいた方が良いでしょうと思います。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
近喰委員長	それでは再度事務局でご検討頂きたいと思います。
東江委員	7ページの専門相談で、発達相談と心理相談には「必要に応じて発達に関する評価・検査を行います」という記載があるが、ことばの相談とからだの相談にはありません。アセスメントの重要性は議論してきましたので、専門相談で「検査・評価（アセスメント）」をしていくと書いておくべきだと思います。
事務局 （青木課長）	ご指摘ありがとうございます。表現を訂正します。
小材副委員長	専門相談で療育が必要と判断された場合に「個別支援計画を作成し、指導内容を決定します」と記載されていますが、決定してから何をしていくのかまで書いた方が良いと思います。
事務局 （青木課長）	ご指摘ありがとうございます。表現を訂正します。
石川委員	8ページの心理療法の説明文は、未就学児にはなじまない表現です。行動観察や課題への取組みを通して発達を促進し、ソーシャルスキルを向上させていくことや、保護者に対しても、子どもの特性を理解して良好な親子関係を築けるよう支援する、というような内容を盛り込んだ方が良いと思います。保護者への支援が、もし専門相談（心理相談）に位置付けられるなら、その点も明確にするべきです。
事務局 （青木課長）	ご指摘ありがとうございます。表現を訂正します。
小材副委員長	就学前に保護者への支援をしないと、発達障害の二次障害を防ぐことは難しいです。また療育は、保護者が子どもの特性を知る貴重な機会でもあるので、保護者支援をより明確に位置づけてほしいです。
佐々木委員	私が以前勤めていた大学では、心理士が子どもの特性を分析して、周囲の大人は何ができるのかを考え、親の前でそれを実践します。それを親が理解して自宅でも実践できることが大切です。療育の時間よりも、親と過ごす時間の方が長いので、その時間をどう過ごしたらいい

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局 （青木課長）	<p>いのか助言していく必要があります。心理相談をする心理士と心理療法の心理士がタイアップしていくことも重要です。</p> <p>保護者への支援は大変重要な視点だと考えます。発達支援部門の基本方針1つ目に「子どもと家族を支援する」と示し、個別療育の説明文でも「家族支援を重視します」と示して強調していますが、ご意見をふまえて、表現を更に工夫できるか検討してみます。</p>
石川委員	<p>個別療育では「専門スタッフが個別支援計画を作成し、医師が内容確認をします。」と記載されているが、すべてのケースに医師が内容確認をするのですか。</p>
事務局 （青木課長）	<p>必要に応じて医師が判断したり、助言したりすることを想定しています。</p>
五里江委員	<p>医師が支援内容の検討に関わるということは、支援の流れとして、専門相談から医師相談を経由して個別療育につながるということですか。</p>
東江委員	<p>医師も含めてスタッフがケース検討して合意していくということの説明があった方が良いと思います。</p>
事務局 （青木課長）	<p>支援内容の検討に、医師がスタッフの一員として関わること自体は、医師相談と位置付けていません。表現を整理してみます。</p>
佐々木委員	<p>私が医師に期待することは、必要な子どもが医療機関につながるようにしてほしいということです。そのために、子どもをどう見立てているのかをしっかりと伝えてほしいです。発達が心配なのに「様子を見ましょう」といって親を安心させるようでは困ります。また、服薬の調整などが必要なケースについても、医師の立場から助言などしてもらえると助かります。</p> <p>支援内容への関わり方は、指導するたびに医師が内容確認するわけではないでしょうから、その辺も誤解されないようにすると良いです。</p>
小材副委員長	<p>教育分野の個別支援計画は親と一緒に作るものですが、療育の分野では親は関与しないのでしょうか。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
東江委員	<p>1人の専門スタッフが作成した個別支援計画を医師が確認するのではなく、医師も含めてチームで計画を作成し、そこには保護者の意向も入っている、という形が良いと思います。</p>
近喰委員長	<p>他にご意見はよろしいですか。時間もおし迫ってきましたので、そろそろ終了させて頂きます。運営方針（素案）の内容修正は、本日の意見等もふまえて事務局でお願いします。</p> <p>「議題（2）その他」に入る前に、小林委員から本日配付しました資料について説明をお願いします。</p>
小林委員	<p>事務局の方々お疲れ様です。事務の人がよくここまで形にしてきたと思います。小児科医として、このセンターを整備することに大いに賛成ですし、期待しています。色々な意見がありますが、運営方法については、支援の対象を狭くしてスタートし、スタッフが達成感を高めながら、支援の幅を広げていく方がうまくいくと思います。</p> <p>本日配付した資料は、保健センターで行われた「乳幼児健診と発達障害」に関する講演を抜粋したもので、自閉症を中心に記述しています。要するに個別療育は、運営方針（案）が示すように対象を絞っても、4歳までの早期に開始することが効果的で望ましいということです。資料が示すとおり、3歳前後だけでも相当な人数に支援が必要となりますが、早期に支援して効果を上げれば、その人が社会生活を営めるようになり、将来的な自立を助けることにもつながるので、市税を投入して頑張っていく価値が十分にあります。センターの実績が上がればスタッフは自信がつくし、そこで働きたい人が出てきます。そういう良い循環をつくっていくことが大切です。そのためには、人材が重要です。療育に精通し、親の気持ちに寄り添っていける常勤の医師が望ましいです。発達障害の子をもつ人は沢山いるので、この事業が花開いて、多くの人々が安心して子育てできるようになることを望んでいます。</p>
近喰委員長	<p>それでは「議題2 その他」について事務局より何かありますか。</p>
事務局 (浅見課長)	<p>次の内容を説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の意見も踏まえ、市が3月中に運営方針を完成させる予定。 ・内容が変更する部分は近喰委員長に確認していただく。

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・完成した運営方針は各委員に送付する。 ・平成28年度の開設に向けて、それぞれの専門的な立場から今後 も助言をいただきたい。
近喰委員長	本日が最終回の会議ですので、各委員から一言ずつお願いします。
各委員	順番にあいさつ
近喰委員長	あいさつ
藤本市長	あいさつ
小材副委員長	閉会のあいさつ
司会 (山崎副主幹)	閉会